

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第3回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 12番上原委員が欠席です</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 岐部委員、8番 富貴委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号13番 土地の所在は、武蔵町成吉字 [REDACTED]、地目が田、面積は1,276㎡です。渡人は、武蔵町成吉の [REDACTED] さん、受人は武蔵町成吉の [REDACTED] さんです。</p> <p>関連がありますので続いて、申請番号14番 土地の所在は、武蔵町成吉字 [REDACTED]、地目が田、面積は1,000㎡です。他に田が1筆、合計2筆の1,202㎡です。渡人は、武蔵町成吉の [REDACTED] さんです。受人は、武蔵町成吉の [REDACTED] さんです。申請番号13番と14番は、お互いに農地を交換するための申請です。お互い譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号15番 土地の所在は、安岐町両子字 [REDACTED]、地目が畑、面積は229㎡です。外に田が3筆、畑が1筆、合計5筆で面積は6,833㎡です。渡人は、安岐町両子の [REDACTED] さん、受人は安岐町塩屋の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できない。受人は、高齢の親に代わって農地を管</p>

<p>事務局</p>	<p>理するです。お二人は親子です。譲渡による所有権移転です。 次に申請番号16番 土地の所在は、国見町竹田津字■■■■ 119番13、地目は現況が畑、面積は80.7㎡です。渡人は、 国見町中の■■■■さん、受人は大分市■■■■の■■■■さんで す。申請事由は、渡人は高齢のため管理できない、受人は、現在 耕作している農地への通路がなく当該農地を取得し、一緒に耕作 するためです。受人は大分市の方ですが、申請地に隣接する畑で 野菜を作っており通作距離に問題はないと考えます。また、受 人は農地法第3条に規定された面積要件を満たしていませんが、現 在所有している農地に当該農地を通らないと農機具が入れない 為、農地法施行令第2条第3項第3号に該当すると判断し、総会 に提案しました。売買による所有権移転です。 次に申請番号17番です。土地の所在は、国見町赤根字■■■■ ■■■■、地目が田、面積は378㎡です。他に田が3筆、畑 が2筆、合計6筆の4,068㎡です。渡人は、国見町赤根の■■■■ ■■■■さん、受人は国見町赤根の■■■■さんです。お二人は兄 弟です。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できないため、受 人は、当該農地を管理するためです。譲渡による所有権移転です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について の説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第14号 申請番号13番について承認される 方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号13番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号14番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>申請番号14番については、全会一致で承認されました。 次に申請番号15番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長

申請番号15番については、全会一致で承認されました。
次に申請番号16番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号16番については、全会一致で承認されました。
次に申請番号17番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号17番については、全会一致で承認されました。

次に議案第15号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第15号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について資料に基づき説明します。

申請番号3番 土地の所在は国東町小原字 [REDACTED]
地目は田 面積は86㎡です。申請人は国東町小原の [REDACTED] さんです。

用途は駐車場用地です。

申請事由は、自宅の敷地内に農業用機械や自家用車を置くスペースが無く、隣接する農地を駐車場として使用したいです。駐車場の面積は、86㎡です。

申請地は、北側と東側は宅地に、南側と西側は農地に囲まれ、10ha以上の集団農地に接続しているため、第1種農地と判断できます。

事業計画は、申請地が自宅の進入路より0.6m程高いため、農業用機械や車を入れられるように同じ高さにするため土砂を撤去し、表面をコンクリート舗装します。雨水等の排水は、既存の側溝に流す計画です。こちらは、車庫等の建物は建てず、造成のみです。

こちらの案件は、2月1日に申請書を提出し、2月25日に総会に諮るため現地調査を行ったところ、すでに工事を行っていました。理由については、小原区 [REDACTED] で行なわれている水道管取り換え工事で、工事業者が進入路のコンクリートを破損したため、原状回復するように申入れを行ったが、業者から、「水道埋設工事終了後、すぐに舗装のやり直し工事を行う旨」の説明があり、

事務局	<p>「直ぐでなければ、年度末のためいつになるかわからない」言われた。また、駐車場造成工事を行う業者より、「工事を行うときに重機等を使用するので、再び進入路が破損する恐れがある」と指摘を受けた。また、春野菜の栽培準備で、3月中旬以降まで作業開始の日程を延ばすことは難しい等との理由で、許可前であるにもかかわらず、工事を行ったとのこと。そのため、経緯等を提出するように指導し、その後始末書を提出しました。</p>
議長	<p>議案第15号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
岐部委員	<p>事前着工は農地法をわかっていて行ったということですか。事前に農業委員会には相談はなかったのですか。</p>
事務局	<p>そうです。事前相談はありませんでした。</p>
議長	<p>こういった始末書に書かれていることを事前に事務局なりに尋ねてほしかったですね</p>
岐部委員	<p>わかっていてしたのなら問題があるのではないですか。</p>
議長	<p>なんでも始末書をだせばいいということで対応することも問題だと思いますが。事務局は、この状態がわかってから、提出を求めたんですね。</p>
事務局	<p>現地確認に行った際に解りましたので、その際経緯について説明下さいとお伝えしました。</p>
岐部委員	<p>しらんでしたというのも悪いとは思いますが、しっちょってしたということであれば悪意があると判断されてもしかたないと思います。年度末だというふうにも書かれてますが、全てが年度末、そんなことは関係ないと思います。</p>
議長	<p>ふつうこういった工事をする業者が、許可が必要なことは知っている。</p>
佐藤委員	<p>2月1日に申請があって、2月25日に現地調査して、その後</p>

佐藤委員	指導を受けて始末書を出している。これってちょっとおかしくないですか
事務局	現地確認にいった当日まで現状はわかりませんでしたので、確認後に指導しました。
議長	始末書は誰が書いたのか。
事務局	御主人だと思います。推進委員が見た時は工事にはかかっていなかった。
議長	どうでしょうか。
佐藤委員	始末書を後から提出されて、書類がそろったのが議案書送付の後。その分をこの総会にかけるのはおかしくないか。時系列の整理が必要ではないか。
岐部委員	業者も年度末なので対応できないと言っているがそれは関係ないと思う。業者にも始末書を提出してもらうべきではないか。
灘波委員	水道管の話がでてきて、おかしいことになっている。転用には関係ない話だ。始末書にも水道管工事のことが書かれているがそれ自体おかしいことであってややこしくなる。
佐藤委員	やはり時系列がおかしいと思う。始末書の時期もおかしいし、内容もおかしい。事務局はもう一度申請者と話をして適切な始末書を適切な時期に出しなおしてもらおう。整理しなおして次回再度検討するというのでどうでしょうか。
岐部委員	工事したのが他人のせいになっている。
議長	どうぞございましょうか、佐藤委員から再度始末書を提出してもらったうえで次回、協議をするという意見がありました。今回は保留扱いということでいかがでしょうか。
	(異議なし)
	議案第15号については、今回は保留とします。

議 長
事務局

次に議案第16号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について説明をお願いします。

議案第16号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について資料に基づき説明します。

申請番号5番 土地の所在は 安岐町下原字 [REDACTED]、地目は畑、面積は279㎡です。外に畑が1筆の合計2筆、431㎡です。渡人は大分市の [REDACTED] さん、受人は安岐町中園の [REDACTED] さん、 [REDACTED] さんです。持ち分は2分の1ずつです。

用途は一般住宅です。建築面積は99.43㎡で、平屋です。申請事由は、現在賃貸住宅に居住しているため、住宅を建築し居住するためです。

申請地は、北側と西側は宅地に、東側は、畑を挟んで宅地に、南側は市道に囲まれた小集団の生産力の低い農地です。また、南側の市道には水道管、下水管が埋設されており、半径500m以内には国東市民病院や市立安岐小学校、安岐保育所等の公共施設が2つ以上あるため、第3種農地と判断できます。

事業計画は、住宅の建築面積は99.43㎡で、平屋です。庭になる部分は真砂土舗装し、市道からの進入部分はコンクリート舗装します。生活排水は、市道に埋設されている下水道へ流し、雨水等は既存の側溝へ流す計画です。工期は許可後より令和4年12月31日の予定です。

売買による所有権移転です。

申請番号6番 土地の所在は、国東町浜崎字 [REDACTED]、地目は原野ですが、現況は畑です。面積は499㎡です。渡人は、国東町富来浦にお住いの [REDACTED] さん、受人は同じく富来浦の [REDACTED] さんです。

用途は一般個人住宅です。2階建てで建築面積は86.34㎡で、他にポーチや駐車場等を建築予定です。

申請事由は、持ち家がないので、住宅を建築し居住するためです。

申請地の周辺は、北・西・南側は原野に、現況は農地ですが、東側は道路を挟んで農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断できます。

事業計画は、建築面積はポーチを含み90.09㎡で、駐車スペースは125.2㎡です。生活排水は、浄化槽より東側の道路に管を通し下水道が通っているところまで繋ぎ、排出する計画で

事務局	<p>す。市建設課の道路占有許可済みです。 売買による所有権移転です。 こちらの申請地につきましては、登記簿上の地目は原野ですが、農地として使用されていました。農地法上、農地とは「耕作の目的に供される土地」と規定されており、土地に労働や資本を投じて肥培管理を行って作物を栽培している土地は農地となります。また、農地法は現況主義を採用しており、登記地目にかかわらず、実際の状況で判断されます。</p>
議長	<p>議案第16号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請についての説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
岐部委員	<p>申請番号6番について、農地ということですが、作物は何か作られていたのでしょうか。</p>
事務局	<p>現地の写真でも少しわかりますが、麦が作付されています。</p>
議長	<p>そのほか、何かございませんか (質疑なし)</p>
	<p>それでは、議案第16号、申請番号5番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
	<p>申請番号5号については、全会一致で承認されました。 次に申請番号6番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
事務局	<p>申請番号6番については、全会一致で承認されました。 次に議案第17号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。 議案第17号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 利用権の設定については、総数が61筆で68,797㎡、内</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>訳は田が55筆、60,963㎡、畑が6筆、7,834㎡です。新規設定は22筆、30,582㎡、更新は39筆で38,215㎡です。</p> <p>詳細につきましては、資料の6～8ページをご確認ください。</p> <p>議案第17号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第17号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第17号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続いて議案第18号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第18号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が7筆、面積は14,560㎡です。内訳は田が4筆、9,056㎡、畑は3筆の5,504㎡です。</p> <p>詳細につきましては、資料の10ページをご確認ください。</p> <p>議案第18号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第18号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第18号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p>

議 長

事務局

議案第19号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明をお願いします。

議案第19号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明申し上げます。

申請番号10番 農地の所在は安岐町下原字 []
[] 地目は畑 面積は212㎡です。申請人は安岐町下原の []
[] さん、申請事由は昭和43年頃空港建設に伴い申請地に移
転し居住していた。平成13年2月に住居を取り壊し、跡地は駐
車場として使用しており今後も駐車場として管理する。始末書が
添付されています。

申請番号13番 農地の所在は国見町伊美字 []
[] 地目は畑 面積は157㎡です。申請人は豊後高田市の []
[] さん、申請事由は、昭和52年頃から製菓販売業の店舗及
び駐車場として使用してきた。現在も店舗が建っており、駐車場
部分もコンクリート舗装しており農地に戻すことは不可能なた
めです。始末書が添付されています。

議 長

議案第61号 農地法の規定による非農地証明書の交付につ
いて、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第61号 農地法の規定による非農地証明書の
交付について申請番号10号について提案どおり承認くださ
る方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

申請番号10号については、全会一致で承認されました。
次に申請番号13号について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号13号については、全会一致で承認されました。
本日の議案については終了しました。
次に報告事項をお願いします。

事務局

事務局

農地変更届について報告いたします。

申請番号1番 土地の所在は安岐町吉松字■■■■ 地番は■■■■
■■■■、地目は田、面積は448㎡です。申請人は大分市の■■■■
■■■■さん、用途は農業用倉庫です。面積は20.55㎡です。

申請事由は、耕作されていなかった当該農地と隣接する農地を耕作するため、農業用機械を導入し、収納するためです。当該農地は、申請者の実家の農地で、自宅の屋根より上に位置していません。農地に行く道が狭く、耕作するたびに農業用機械を運び上げることが大変なため、当該農地に農業用倉庫を建て、農業用機械等を収納するためです。

別添の資料を参照下さい。現在、農地に日光が当たるように南側の山林の木を伐りだし薪にして運び出す作業をしています。そのため農地に伐りだした木がおかれてますが、今後運びだす予定です。何年も農地として使用しておらず、水路も使用できないため、今後は畑として使用する予定です。

議長

農地変更届の報告がありました。何かご意見等ございませんか。

(質疑なし)

報告事項は以上です

(なし)

では、連絡事項をお願いします。

事務局

今回の総会がこのメンバーでの最後の総会でした。3年間にわたり大変ありがとうございました。今後も国東市農業に対しご理解ご協力をお願いします。

続けて農業委員になられる方へのお知らせになりますが、次回の総会は、令和4年4月5日(火)午前10時からこの201会議室で任命式に引き続き行います。

議長

今事務局からも言われましたが、今回が現農業委員での最後総会でありました。会長としていたらぬ点もございましたが、みなさんのおかげで他に恥ずかしくない農業委員会総会を運営できたと思っております。大変、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員